

大規模災害時における石油類燃料の供給に関する協定書

藤本商事株式会社（以下「甲」という。）と伊勢崎市（以下「乙」という。）は、地震等の大規模な災害の発生により市内のサービスステーション（以下「SS」という。）が混雑し、乙が消防本部で所有する緊急車両（以下「緊急車両」という。）の運行に必要な石油類燃料（ガソリン、軽油及び灯油をいう。）の調達が困難となった場合において、甲が乙に対し、優先的かつ安定的な石油類燃料の供給を行うために、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害時において、甲が乙に対して行う石油類燃料の供給に関し、その手続を定め、乙が行う消防業務を円滑に実施するために必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 大規模な災害の発生により、SSが混雑し、緊急車両の運行に必要な石油類燃料の調達が困難と予想される場合は、乙は、甲に対して優先的かつ安定的な供給を要請することができる。

（協力義務）

第3条 甲は、前条の規定により乙から協力要請を受けたときは、可能な限り協力するものとする。

（専用SSの指定）

第4条 乙は、甲に対して第2条の協力要請をする場合には、要請書（別記様式第1号）を作成し、甲に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

2 甲は前項の要請を受けたときは、甲の所有するSSを「伊勢崎市緊急車両専用サービスステーション」（以下「専用SS」という。）に指定する。

3 乙は、前項の規定により、専用SSが指定された場合は、速やかに専用SSに消防職員を派遣し、専用SSとなる旨の看板を掲げ、消防職員を配置し、一般車両の乗り入れを制限する。

（情報収集等）

第5条 乙は、市内の燃料確保等に関する情報収集等の業務を行うため、専用SSに消防職員及び情報収集に必要な機材等を搬入することができる。

（緊急車両の給油）

第6条 緊急車両のうち、運行が可能な緊急車両の給油は、全て専用SSに出向し行う。

2 災害現場活動中の緊急車両への給油は、乙が所有する資機材運搬車に危険物運搬車両としての必要な措置を講じ、乙が専用SSから災害現場へ石油類燃料を運搬し給油することとする。

(専用SSの解除)

第7条 乙は、市内の燃料状況を確認し、十分な供給が可能と判断された場合は、甲と協議を行い、甲が専用SSの指定を解除する。

(経費の負担)

第8条 甲がこの協定に基づき提供した石油類燃料及び市内の燃料状況の情報収集に伴う経費は、乙が負担するものとする。

2 石油類燃料の単価は、伊勢崎市の協定単価を基本とする。ただし、これによりがたい場合は、乙が市場調査のうえ単価を変更するものとする。

(補償)

第9条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(平常時の対応)

第10条 甲及び乙は、平常時においても、大規模災害時に専用SSとなる旨を近隣住民へ周知を行い、大規模災害時に混乱を招かないよう対策を講じておくこととする。

(協定の有効期限)

第11条 この協定の有効期限は、この協定を締結した日から平成25年3月31日までとする。ただし、有効期限満了の日の1箇月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定は、更に1年間延長され、以降この例による。

(その他)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項、この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙両者署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年 2月 1日

甲 伊勢崎市堀口町670番地1
藤本商事株式会社
代表取締役 藤本 茂

乙 伊勢崎市今泉町二丁目410番地
伊勢崎市
伊勢崎市長 五十嵐 清隆